

傍 聴 要 領

岩手県スポーツ推進審議会

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、2月9日(水)12時までに、会議開催案内（公開）に記載されている問い合わせ先まで氏名、住所、メールアドレス及び電話番号を記入し、メールにてお申し込みください。
- (2) 審議会の会長の許可を得た上で、リモート傍聴に必要な連絡事項を送信させていただきます。
- (3) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第、受付を終了します。

2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が会議を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。

3 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者は、会議を傍聴する際は、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (3) **リモート傍聴**において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、審議会の会長の許可を得た場合はこの限りではありません。
- (4) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。